財　務　省

（大臣官房付）財務事務官　梶川　幹夫
大臣官房参事官を命ずる
（大臣官房参事官）同　石井菜穂子
大臣官房付を命ずる
（熊本県企画振興部長）　坂本　基
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる（以上七月二十七日）

環　境　省

（国立大学法人北海道大学特任教授）　深見　正仁
職務に復帰させる
辞職を承認する（七月三十一日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年８月１日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　河川の名称　名取川水系笊川
２　廃川敷地等が生じた年月日　平成24年８月１日
３　廃川敷地等の位置　宮城県仙台市太白区西多賀５丁目２番31地先から同区富田字八幡東26番２地先まで
４　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　2158.90平方メートル

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年８月１日

関東地方整備局長　下保　修

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	入間市河原町134番１から同市河原町1221番25までの上下線
一般国道	17号	上尾市大字領家1313番１から桶川市大字川田谷字稲荷2889番までの上下線

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成24年８月１日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であつて、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの
二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明
三　計器飛行証明
四　航空英語能力証明
２　学科試験の期日及び場所　平成24年９月23日（日）東京都、大阪市
３　申請書の受付期間　平成24年８月20日（月）から平成24年８月24日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。
４　申請書の提出先
一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成24年８月28日（火）までに提出すること。
５　学科試験受験手数料
一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼し、納付すること。
二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
６　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
一　定期運送用操縦士（法規）
７　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。
８　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人久保内卓亞の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成24年８月１日　東京法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Ｓ．Ｈ．Ｏ　Ｔｒａｄｅ　Ｃｏｍｐａｎｙ
２．住所　東京都千代田区九段北１－５－５東建ニューハイツ４Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山岸　章介
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第552号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年２月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年８月１日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社財道
２．住所　埼玉県比企郡川島町大字吹塚211
３．代表者の氏名　代表取締役　道祖土　昇
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第733号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年２月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年８月１日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　パナッシュ投資顧問株式会社
２．住所　東京都千代田区大手町１－８－１ＫＤＤＩ大手町ビル
３．代表者の氏名　代表取締役　井上　哲男
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第960号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年２月１日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年８月１日

関東財務局長　居戸　利明